平成２２年（フ）第１１８４号
愛知県東海市加木屋町大清水539番地
債務者　峰　優香子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２７８号
名古屋市中川区西中島１丁目904番地　サマックスアート101号
債務者　浅野　　学
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７１２１号
大阪市都島区都島本通４丁目１番23号、住民票上の住所大阪市都島区都島中通３丁目20番14号
債務者　ナックソーイングこと　中村　　清
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６７２号
大阪府吹田市江の木町16番40―603号
債務者　井口　玲子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０７５号
大阪市鶴見区放出東３丁目31番30号
債務者　見玉　達彦
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７７８号
大阪府枚方市村野南町２番２―209号
債務者　廣兼　和子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０６０号
大阪市生野区中川３丁目５番２号　ジョイフルMマンション303号、申立時の住所大阪市生野区鶴橋２丁目14番２号　ハイツクレイン302号
債務者　趙　　戊雄
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０７５号
大阪府大東市北新町10番201号
債務者　細井美智子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５５６号
大阪市天王寺区東高津町１番２―406号
債務者　守山　　毅
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５６２号
大阪市福島区吉野４―13―22―505、住民票上の住所大阪市福島区大開４丁目１番11―1007号
債務者　松山　暁子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６１４号
大阪市西成区太子１丁目２番24号　新橋ハイツ410
債務者　松浦　幾夫
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６４５号
大阪府東大阪市菱江５丁目１番18号
債務者　下宮　保男
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６４７号
大阪市鶴見区安田３丁目６番16号
債務者　玉田　和男
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６５６号
大阪市淀川区西三国３丁目11番13号　三国パンシヨン52号
債務者　加藤　清史
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６７０号
大阪市住之江区御崎１丁目９番22号
債務者　佐藤　八士
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６７５号
大阪府枚方市北中振１丁目27番33―406号
債務者　遠藤　知佐
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６７７号
大阪府箕面市箕面４丁目２番18号
債務者　森本設備工業こと　森本　　理
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７２１号
大阪市東淀川区豊里２丁目１番４―304号
債務者　小林　　淳
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部